



田所 良夫 議員(新風)

台風19号の影響について

Q 旗川河川越水箇所に対する改修工事の意見書及び要望を関係機関に対して行うべきと考えるが、当局の見解を伺いたい。

A 市長

堤防の決壊や越水等により、多くの住宅が床上・床下浸水等の被害を受け、本市全体の経済損失は、はかり知れないものがあります。

また、被災から約2カ月が経過しましたが、市民の皆様においては、いまだ多くの方々が不安な日々を送っている状況にあると思います。

本市としては、災害による復旧・復興を最優先課題と位置づけ、今こそ底力を最大限発揮し、元気な佐野市、輝く佐野市が復活できるよう、全身全霊でこの難題に立ち向かう所存です。

さらに、国や県など関係機関に対して、より迅速で、より強固な復興支援を要望したいと思っています。



横田 誠 議員(新風)

災害廃棄物について

Q 災害廃棄物の仮置き場の土壌改善と原状復帰についての見解を伺いたい。

A 市民生活部長

赤見運動公園プール駐車場については、舗装がされていたので、災害廃棄物の搬出終了後、重機等の使用により損傷した舗装部分を打ちかえる予定ですが、ほかの指定仮置き場については、土壌汚染が危惧されるので、指定仮置き場の復旧工事の際に土の採取を行い、設置前に採取し、保管していた土とともに土壌検査を行う予定です。

また、復旧工事に際しては、表層を10センチ掘削し、粘性土で埋め戻します。さらに、中運動公園陸上競技場と栄公園野球場は原形どおり張り芝を実施し、グラウンドとして利用できる状態に戻す予定です。



岡村 恵子 議員(日本共産党議員団)

被災者に寄り添う
市政への転換について

Q 半壊までは59万5,000円、一部損壊(準半壊)は30万円を補助する制度である住宅応急修理について、12月9日現在の申請件数が439件ということですが、被災者への十分な周知ができていると考えているのか。

A 都市建設部長

※住宅の応急修理制度の被災者への周知については、市及び県のホームページ、ツイッター、広報さの、佐野ケーブルテレビや被災町会への全戸配布のチラシ、また生活再建支援のお知らせ等により、被災者の方々に周知をしてきました。

今後についても、引き続き同様の方法で被災者の方々に周知を図っていきたいと考えています。

※住宅の応急修理制度とは・・・

災害により住宅が半壊もしくは一部損壊(準半壊)または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理する制度です。